

宍粟市男女共同参画推進条例（案）

わたしたちの憲法は、一人ひとりの人間が大切であり、男女が平等であることをうたっている。

この憲法の実態をいかにしていくために、国は、女子差別撤廃条約に関連した一連の法整備を整えるとともに、男女共同参画社会基本法を定め、真の男女平等の達成に向けて政策のあるべき姿を国や地方公共団体に示している。

これを踏まえた上で、宍粟市では平成22年に「宍粟市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現をめざし、さまざまな取組を進めてきた。しかし、市民の意識の中には、男女の固定的な役割分担が依然として根強く、多くの市民が実生活において、男女の不平等を感じるなど、本市の現状はまだ十分ではない。

先人たちが築きあげたこの地が、更に内外に開かれ、多様性に富んだ活力ある宍粟市を創造していくためには、誰もが一人ひとりの人権を尊重し、安心して自分らしく生きられる社会でなければならない。

わたしたちは次の世代に責任を持つものとして、男女共同参画社会の推進にいっそう取り組むことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、教育保育関係者及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、当該施策を総合的かつ計画的に実施することにより、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる場における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、

- かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
 - (3) 市民 市内に居住、通勤又は通学する者をいう。
 - (4) 教育保育関係者 市内の学校、地域、家庭その他社会のあらゆる場において行われる教育及び保育に携わる者をいう。
 - (5) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他団体をいう。
 - (6) 市民団体 市民を主な構成員として市内において自発的で自律的な活動を行う団体をいう。
 - (7) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、その者の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた相手方の対応により、その者に不利益を与えることをいう。
 - (8) ドメスティック・バイオレンス 配偶者（配偶者であった者を含む。）又は交際相手等親密な関係にある者（親密な関係にあった者を含む。）の間で行われる身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力をいう。
 - (9) 性的指向 異性を対象とする異性愛、同性を対象とする同性愛、男女両方を対象とする両性愛、いずれも対象としない無性愛等の人の恋愛や性愛がどのような性を対象とするかを示す概念をいう。
 - (10) 性自認 自分が男性又は女性であるか、その中間であるか、そのどちらでもないか、流動的であるか等の自らの性に対する自己認識をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念に基づき、推進するものとする。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。

- (3) 男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる場における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族の構成員が性別にかかわらず相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。
- (5) 男女が互いの性に対する理解を深め、妊娠、出産等について個人の意思が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができるように配慮されること。
- (6) 男女の性別にとどまらず、人の性は多様であり、かつ、人格の基礎ともなるものであるから、等しく尊重されること。
- (7) 市民等が地域社会を構成する一員としての自覚と責任を持ち、自発的かつ自主的に男女共同参画を推進する活動に参画するとともに、当該活動に参画する他のものと協働して取り組むこと。
- (8) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有することから、国際的な協調の下に行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、国、他の地方公共団体及び市民等との連携に努めなければならない。
- 3 市は、職員一人ひとりの男女共同参画に関する認識を高める等、率先して男女共同参画の推進に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、社会のあらゆる場において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努

めるものとする。

(教育保育関係者の責務)

第6条 教育保育関係者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を認識し、基本理念に基づき、教育を行うよう努めるものとする。

2 教育保育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動において、男女共同参画の推進に取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、男女が仕事と家庭生活その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民団体の責務)

第8条 市民団体は、基本理念に基づき、その運営又は活動に関する方針の決定等について、男女が対等に参画する機会を確保するとともに、男女が性別にかかわらず能力を発揮できる環境を整備するよう努めるものとする。

2 市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別等による権利侵害の禁止)

第9条 何人も、性別、性的指向又は性自認等による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等の女性に対する暴力を行ってはならない。

3 何人も、人の性に関する情報を本人の同意を得ないで、他人に漏らしてはなりません。また、いかなる場合も公表を強制し、又は禁止してはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第10条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び暴力的行為を助長し、又は連想させる表現並びに著しく性的感情を刺激する表現を行わないよう努めなければならない。

(男女共同参画計画)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、宍粟市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、男女共同参画計画を定めたときは、速やかに公表するものとする。

4 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用するものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第12条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(推進体制の整備)

第13条 市は、男女共同参画の推進のため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(附属機関等における構成員の男女の均衡)

第14条 市は、その設置する附属機関等の委員その他の構成員を任命し、又は委嘱する場合には、男女の数の均衡に努めるものとする。

(市民等の理解を深めるための措置)

第15条 市は、男女共同参画の推進について、市民等の理解を深めるため、広

報活動その他の適切な措置を講ずるものとする。

(市民等に対する支援)

第 16 条 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する自主的な取組に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(ドメスティック・バイオレンスの防止等)

第 17 条 市は、関係機関と連携して、ドメスティック・バイオレンスの防止に努めるとともに、当該暴力の被害を受けた者を保護し、及び自立を支援するため必要な措置を講ずるものとする。

(苦情又は相談等への対応)

第 18 条 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に関し、市民等から苦情又は意見の申出があったときは、適切に対応するものとする。

2 市は、性別、性的指向又は性自認等による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する行為に関し、市民等から相談の申出があったときは、関係機関と連携し、必要な支援を行うものとする。

3 市長は、前 2 項に規定する苦情等への対応について必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

(調査研究)

第 19 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を行うものとする。

(拠点施設)

第 20 条 市は、男女共同参画を推進する施策を実施し、市民等による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点の整備及び機能の充実に努めるものとする。

(年次報告)

第 21 条 市長は、男女共同参画計画に基づく施策の実施状況を取りまとめた年次報告を作成し、これを公表するものとする。

(宍粟市男女共同参画審議会)

第 22 条 男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議するため、市長の附属機関として宍粟市男女共同参画審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、前項に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要と認められる事項について、市長に意見を述べることができる。
- 3 この条例に定めるもののほか、審議会の組織、運営その他の必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に基づき定められた「第 2 次宍粟市男女共同参画プラン」については、第 11 条第 1 項に規定する男女共同参画計画とみなす。